

ベトナム高等教育における国際化の展開

—市場経済体制下での戦略的対応—

The Development of Internationalization of Higher Education in Vietnam: The Strategy in the Transition Era

京都大学大学院教育学研究科 博士後期課程 関口洋平

SEKIGUCHI Yohei (Graduate Student, School of Education, Kyoto University)

キーワード：高等教育の国際化、ベトナム、ドイモイ政策、グローバル化

1. はじめに

1986年にドイモイ政策を打ち出して以来、市場経済体制へと移行しているベトナムでは、一貫して教育を重視してきており、とりわけ高等教育には急速な拡大が確認される(表1)。そうした拡大のなかで、近年ベトナムは高等教育の重点を量的拡大から質的向上へと移してきており、その方策の1つとして海外の質の高い高等教育機関との連携をはじめとする高等教育の国際化が喫緊の課題となっている。また同時に、ベトナム高等教育の量的拡大の背景には、私塾大学(Truong dai hoc tu thuc)という制度上営利性を有する高等教育機関の出現に代表されるように、私企業なども含むより多様なアクターの教育分野への参入を可能にすることで、高等教育の民営化ないしは「市場化」をダイナミックに推し進めてきたことが挙げられる。このような潮流のなか、外国の投資家や大学によるベトナムでの高等教育機関の設置がみられるようになってきている。そうした例として、王立メルボルン工科大学の海外分校であるベトナムRMIT大学(ハノイ市及びホーチミン市)や、ベトナム英国大学といった外資系大学を誘致している実態が確認できる。

	学部課程		修士・博士課程	
	短大	大学	修士	博士
2001-2002年	210,863	763,256	15,570	2,504
2010-2011年	726,219	1,435,887	62,875	4,683

(出典)教育訓練省『ベトナムにおける教育と訓練の発展：2001-2010年』ハノイ、ベトナム教育出版社、2012年、48-53頁。単位は人

表1 ベトナム高等教育の拡大状況

以上のような状況を踏まえ、本報告では、ベトナム高等教育の国際化事情について全体像を概観することを目的とする。その際特に、法規における政策的背景と諸外国・日本とベトナム間での国際高等教育協力の状況について、資料や事例を手がかりとして検討していくことにしたい。

2. ベトナム高等教育における国際化の制度的枠組み

それではまず、法規や政策文書を手がかりに、ベトナム高等教育の国際化に関する制度的な枠組みについて整理することからはじめよう。

ドイモイ体制下で打ち出された1992年憲法によって「教育の国際交流・協力」に関して拡大方針が示されて以来、「1998年教育法」、「2005年教育法」そして現行の「2009年改定教育法」を通じて、ベトナムの政策的方針としては一貫して教育の国際化が目指されてきている。特に「2009年改定教育法」では、「国際教育協力（第7章第3節）」の「外国からの教育協力の奨励（第109条）」において、外国からの教育協力や教育への投資の形式を、①教育機関の設置、②教育連携、③代表事務所の設置、④その他の教育協力の形式として、より具体的に規定するに至っている。

このように、教育法においては一貫して国際教育協力が目指されてきているが、高等教育についてはどうだろうか。

ベトナムの高等教育は、2020年を目標年次として2005年に打ち出された第14号政府首相議決「ベトナム高等教育の基本的かつ全面的刷新」（アジェンダ）によって軸となる発展の方向性が与えられている。ここで掲げられた目標の1つに、WTO加盟に象徴される「国際参入」時代の高等教育のありかたという観点から、高等教育の国際化をいっそう促進することが挙げられる。とりわけ重要な目標を確認すれば、「外国語、さしあたり英語による指導および学習を展開する」ことや、「ベトナムの学生が、留学にあたって専門領域や高等教育機関、そして質の高い教育環境を選ぶことができるように、的確に学生の相談に乗ると同時に、管理する体制を整える」こと、そして「国際的に威信の高い外国の高等教育機関がベトナムで国際高等教育機関を設置する、ないしはベトナムの高等教育機関と共同して教育を展開することができるように」するといったことがある（傍点筆者）。

以上のような流れを踏まえ、2013年1月1日に施行された「ベトナム高等教育法」では、「国際協力活動（第6章）」として国際教育協力活動について6条にわたり詳細を規定するに至っている。その要点は、これまでの法規における教育協力に関する規程を体系的に整理し、「教育連携」や後述する「外国大学の代表事務所」といった用語の意味を明確にすることに置かれたのである。具体的には高等教育法の制定を通じて、「外資系の高等教育機関（第7条）」「外国の大学との共同教育プログラム（第45条）」「外国の大学の代表事務所（第46条）」の設置が正式に認められることになった。こうした点から、高等教育法の特徴の1つは、高等教育の国際化にあるといえる。

3. ベトナム高等教育と諸外国との関係

本節では留学状況に着目して、ベトナム高等教育と諸外国との関係をみていこう。ベトナムでは1951年に旧ソ連・東欧を中心に留學生の送り出しを開始して以来、主と

してベトナム人留学生の受け入れに関して費用を支出していたのは受け入れ国であった。しかしながら、ドイモイ体制下では留学先の対象国が多様化してきており、近年では、それに加えてベトナム政府も資金を負担することでより多くの国費留学生（以下、留学生）を送り出そうとしている。こうした背景のもと、2000年から2015年までを視野に入れた留学政策として、ベトナム政府は政府奨学金プログラム（いわゆる、「322プログラム」）を打ち出してきている。「322プログラム」のねらいは、ベトナム人留学生を諸外国に送り出し、留学生が質の高い教育を受けるとともに、高度な研究技法を身に付けることでベトナムの高等教育および高等教育機関の質的向上を図ることとされる。また、受け入れ国は主として、オーストラリア、アメリカ、イギリス、ドイツ等が挙げられる。なお、私費留学生を含めても、主たる受け入れ先はこれらの国々である（米国：15,572人/2011年、豪州15,500人/2012年、英国14,888人/2011年）。データの限界から国別の留学生数は明らかにできないが、ここでは教育訓練省から入手した資料を手がかりにその全体像について概観しておこう。

	2000－2005年	2006－2010年	合計 (2000－2010年)
博士課程	1,106	2,732	3,838
修士課程	849	1,193	2,042
実習生	289	127	416
学士課程	140	693	833
合計	2,384	4,745	7,129

(出典) 教育訓練省資料。単位は人。

表2 「322プログラム」における留学生募集の量的変遷

表2から、留学生募集の段階では、留学生の送り出し政策として大学院段階に重点が置かれていることがわかる。これは学位取得を目的とし、とりわけ博士課程における研究生と修士課程の大学院生の送り出しが重視されているといえる⁽¹⁾。実際、いずれの時期も博士課程における研究生の募集人数が全体の半数程度を占めている。なお、実習生とは何らかの職に就いている労働者のことをさす。

	2000－2005年	2006－2010年	合計 (2000－2010年)
博士課程	891	1,377	2,268
修士課程	793	389	1,182
実習生	200	40	240
学士課程	607	293	900
合計	2,491	2,099	4,590

(出典) 教育訓練省資料。単位は人。

表3 「322プログラム」による送り出し留学生数の実態

表3は、2000年から2010年にかけて、ベトナム政府が実際に送り出した留学生の人数を示している。表3からは、募集における人数と多少開きがあるものの、実態としても博士課程の研究生が最も多く送り出されており、とりわけ後半期である2006-2010年に増加していることがわかるだろう。なお、近年博士課程の研究生の送り出しが急激な増加傾向にあることは、年次グラフをみることでいっそう明らかになる（図1）。

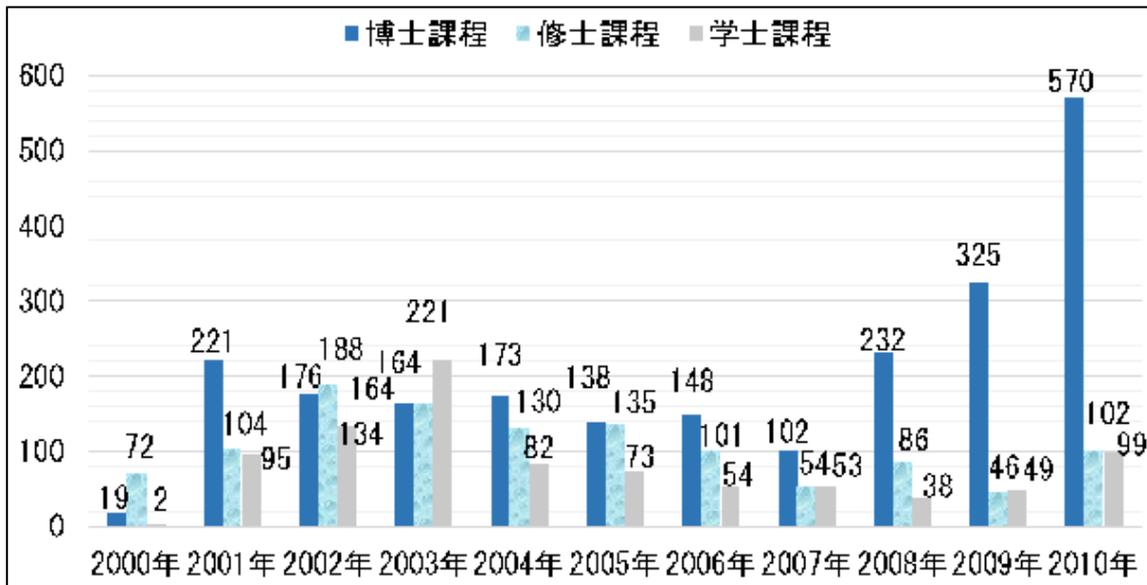


図1 「322プログラム」による送り出し留学生数の実態
（出典）教育訓練省資料。単位は人。

このように、留学生の送り出しに関してベトナムは大学院段階、特に博士課程の研究生の留学に政策的重点を置いているものといえる。ただし、ベトナムには主たる留学プログラムとして、322プログラム以外にもベトナム政府によるものや、アメリカによるベトナム教育基金をはじめ多数の留学プログラムが存在している。そこではもちろん、学士課程の学生も留学の対象となっているのである。そこで、受け入れ先である主要5カ国におけるベトナム人留学生（学部生）の状況を概観するため、2000年から2009年までの専攻分野・受け入れ国別の留学生⁽²⁾の人数を示した（表4）。

	アメリカ	オーストラリア	中国	オランダ	韓国	合計
社会科学・経済・法律	201	184	69	25	2	481
技術・工業	172	157	46	28	19	422
自然科学	60	29	16	6	5	116
農林水産	25	43	18	9	2	97
医薬	18	23	6	10	0	57
スポーツ・芸術	8	7	21	1	0	37
教員養成	8	38	14	1	0	61
合計	492	481	190	80	28	1,271

（出典）Le Phuoc Minh『高等教育における輸出・輸入政策：諸外国の経験とベトナムの選択』ハノイ、世界出版社、2010年、200頁。

表4 主要5カ国における専攻分野別学士課程の国費留学生

表4から明らかになることとして第1に、ベトナム人学生が国費により留学する対象はアメリカとオーストラリアといった英語圏に集中していることである。また第2に、これらの学生の大半が経済学や法学などの社会科学ないしは工学を専攻するということである。こうした事象の背景には、ドイモイ体制下で市場化が進む中、国是としての「現代化」と「工業化」を達成するため、法律・経済面における専門家や高度な技術者の人材養成に対する需要が存在している。

なお、ベトナムにおける外国人留学生の受け入れについても言及しておく。ベトナムはラオスの留学生の受け入れにとりわけ積極的な姿勢をみせている。教育機関の管理運営に関する実務者・研究者の養成を主たる任務とする教育管理学院の副院長によれば、「ベトナムは高等教育の輸入国であり、輸出に回るのは対ラオスに限られる」ということである。この点に関して教育訓練省日報『教育と時代』（2014年1月23日）では、時事問題として在越ラオス人留学生への教育をいかに向上させるかが重要な問題として書かれている。それによれば、在越ラオス人留学生の人数は、2012-2013年度では6,493人であったが、2013-2014年度は7,782人となっており、1,000人以上の増加が確認されるのである。こうした在越ラオス人留学生の量的増加を受けて教育の質が問題となっており、具体的にはベトナム側の課題としてベトナム語の補習授業の充実やラオス人のための寄宿舎の整備、またラオス側としても後期中等教育段階の卒業時点で特に成績の優れた生徒に選抜枠を限定するといった対応が挙げられている。繰り返しになるが、ベトナム高等教育における受け入れ政策の主たる対象はラオスであり、このことを象徴するように、現在両国の中央教育行政部門は「ベトナム-ラオス教育協力の質と効果の向上および人材開発」プログラムを実施する段階にある。

4. ベトナム高等教育と日本との関係

最後に、ベトナムと日本との高等教育交流の状況について事例を紹介しよう。ベトナムと日本との高等教育における関係は、近年ますます強固になってきている。日本に留学するベトナム人留学生⁽³⁾数をも、平成24年度では4,373人（日本による留学生受け入れ第4位）であったものが、平成25年度では6,290人（同第3位）と大幅に拡大している。ベトナムの日本語学校関係者によれば、これらの人数に含まれない留学ビザ以外のものを取得して日本に「留学」するベトナム人も合わせると、平成25年度にはその数は10,000人を超えるといわれている。

4-1. 高等教育機関と日本語教育

ここでは、大学における日本語教育についてみてみたい。主たる事例としては、ハノイ大学（旧ハノイ外国語大学）を取り上げる。本大学は、ハノイ国家大学外国語大学日本語学部、貿易大学日本語学部と並び、日本語能力試験の合格者数でみた場合、優れた日本語教育をおこなう大学の1つであるといわれる。ただし日本語を学部や学科として取り入れている大学は、近年ベトナム全体で増加傾向にある。とりわけ、こうした外国語大学のほかにも教員養成を主たる任務とするハノイ市やホーチミン市の師範大学をはじめ、私企業が設立した私塾大学でも日系企業に就職するべく日本語教育が重要視されている。そこで、特に後者の興味深い事例から言及しておこう。



教育開発・人材開発学院の開学式

る予定（2014年現在、総合大学については設置計画中止）ということであった。ヴィンズオン省には多数の日系企業が進出しており、こうした日本との経済関係を重視した高等教育の改革は、地域の需要をくみ上げる取り組みの1つにもなっている。

一方、ハノイ大学は日本語教育に関して最も歴史の古い大学の1つであり、日本語教育は、1973年に英語学部および中国語学部の学生を対象に第二外国語として開始された。1993年には正規の学部昇格し、現在の日本語学部に至る。大学院教育に関しては2010年に修士課程が開設されている。ハノイ大学日本語学部の役割は、①日越通訳・翻訳の専門人材の育成、②日本語教師の育成、③ハノイ大学以外の学生を対象とした日本語短期コースの開講、④日本の大学・研究機関と提携した学生交換・文化交流の実施、⑤国内・国際シンポジウムの開催、⑥日越の協力関係の強化などがある。日本語学部の組織としては、日本語基礎学科、通訳翻訳学科、日本語学学科、日本文学文化学科、専門教育学科から構成されている。こうした点でハノイ大学の日本語学部は、



ハノイ大学日本語学部の学園祭の様子

4-2. ベトナムと日本の高等教育交流

アジェンダから確認したように、近年ベトナムでは、RMITのような海外大学の分校をはじめ、既存の国公立大学の枠を超えた新しいタイプの大学類型が、外国との共同

「知越（Tri Viet）投資発展株式会社」により、日本語を重視した一群の高等教育機関がベトナム南部のヴィンズオン省に設置されつつある。2012年11月19日に筆者が実施した同社社長に対する聞き取りでは、日本企業で必要とされる技術・専門性を重視し、日本語の教育や教員養成をおこなうことをねらいとしたベトナム日本語学院、教育開発・人材開発学院や3,000人の学生を擁するドンナム経済技術短期大学に加え

て、2013年にはドンナム短期大学および、総合大学であるベトナム日本大学を設置す

るのみならず、日本語教育・研究を媒介とした日越学術交流の拠点であろうとしている。

このように事例をみてくると、私塾大学であるドンナム高等教育機関群は市場を通じた日越関係の強化を目指し、公立大学であるハノイ大学日本語学部は、労働市場に加え学術交流を通じて日本との関係をいっそう強固にする架け橋としての役割を担っているということが出来るだろう。

大学設立という潮流のもとで立ち現われてきている。こうした共同大学としては例えば、2009年にハノイ科学技術大学がフランス政府との協力のもとで設置した「越仏大学 (Truong dai hoc Viet-Phap)」などが存在している。越仏大学はすべての教育課程において授業が英語でおこなわれ、優秀な卒業生には実習生としてフランスに留学させるプログラムを備えている。

以下では本報告の最後に、日本とベトナムが共同で設置する予定の「越日大学 (Truong dai hoc Viet-Nhat)」に関する記事を『教育と時代』(2014年3月14日)から取り出して紹介したい(表5)。また、こうした国際教育協力の際にコーディネーターとしての役割を果たしうる代表事務所「VKCO (ベトナム国家大学ハノイー京都大学共同事務所)」の事例もみてみたい。

■政府首相は、6,000人の学生規模を有する越日大学のハノイ市での設置方針に対し、同意の文書を提示したばかりである。越日大学は、ハノイ国家大学の構成員大学として設立される。政府首相は、国家大学に主体性・自治権を与え、日本、教育訓練省、計画投資省、財政省、内務省、外務省および各関係機関と共同して越日大学設立プロジェクトを立案する運びとなっている。その趣旨は、設備や教員の点で質の高い研究型大学を設置することにある。

■越日大学は公立大学であるが、国家大学の構成員大学として位置づけ、高度の自主権を備える。非営利型組織であるが、各資源を社会化する方針で活動する。基本的に日本政府のODAにより設立される予定である。2025年までにアジアのトップ大学50に入ることを目標としている。およそ6,000人の学生のうち、2,400人が大学院に在籍する予定であり、科学技術、医学・看護学、農業、日本語、法律、経済、経営管理などの分野が開設される。

表5 越日大学の設計図

上記の越日大学は、機関単位として高等教育の国際化を果たすものであるといえる。なお、ここで言及されている国家大学とは、ベトナムにおける国民教育体系において学生の規模や研究能力の点で頂点に位置する高度に自律的な大学であると同時に、高等教育の国際化を主導的におこなう実験型の大学でもある。実際に日越間の高等教育交流の円滑化を図るための事務所であるVKCOも国家大学のなかに位置している。

VKCOは、「文部科学省の国際化拠点整備事業(グローバル30)に基づき、海外大学共同利用事務所として開設された組織であり、日本の大学がVKCOを利用して情報発信をおこない、ベトナムから多くの優れた留学生を招聘するとともに、VKCOが実りの多い学術・研究・教育の拠点となる」ことをねらいとして、2010年9月に開所されたものである(VKCOパンフレット)。

その要点は、①日本の大学についての情報発信、②ハノイおよびベトナム各地での留学説明会の開催、そして③日越学術交流の場となることに置かれている。なお、具体的な活動は、以下の通りである（表6）。

- ベトナム人を対象に日本の教育についての情報提供
- 日本留学に関するセミナーほか
- ベトナム各主要大学の学長、教育行政官を対象に、日越教育協力セミナーを開催
- 教育協力促進セミナーの開催
- 日本の各大学によるベトナムの高校、各大学訪問とセミナー
- 日本の各機関、大学代表団の訪越をサポート
- 日越教育協力研究調査を実施
- 日越の教育制度を紹介する資料の編集、作成、および翻訳などをサポート

表6 VKCOの主だった活動

5. おわりに

以上、本報告では、統計資料やいくつかの事例を手がかりとしてベトナム高等教育の国際化が全体としてどのような状況にあるのかを観察してきた。近年の国家的政策としては、博士課程での質の高い教育・研究訓練のために、欧米諸国を中心に留学させることに主眼が置かれているといえる。ただしアジア諸国、特に日本との高等教育交流も、政治・経済面での両国のつながりを反映するようにますます活発化してきており、既にハノイ国家大学には外国大学の代表事務所が設置され、今後はその構成員大学として越日大学が設置される予定となっているのである。以上のようにベトナムは、市場経済体制下での戦略的な対応として、自国の高等教育の質的向上に加え、教育に限定されない国際的な協力関係の強化をねらいとしつつ、全方位で高等教育の国際化を推進してきているといえる。

【注】

(1) 表2、表3ともに、ベトナムにおける在籍時の教育課程を示しているが、日本の高等教育機関においても同じ教育段階に在籍するものと推察される。なお「研究生(Nghien cuu sinh)」とは、日本における博士後期課程の大学院生に相当する。対して、修士課程の院生は「學員(Hoc vien)」と呼ばれるが、本報告では大学院生とした。

(2) 322プログラムをはじめとするベトナム政府が支出する予算(Ngan sach nha nuoc)による留学生である。

(3) ここでいう「留学生」は、私費留学生を含んでいることに注意が必要である。